

第13章

知的財産

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、これらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象を狭い範囲に限定したり、保護期間を極めて短くしたりするなど、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、過剰な保護や、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護など、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有

権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約など、国際的な保護の在り方を方向づける国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であることが認識された。

かかる観点から、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として、TRIPS (知的所有権の貿易関連の側面：Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) 交渉が位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)が、1994年4月のマラケシュ合意において最終合意に至り、1995年1月1日に発効した。

(2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表Ⅱ-13のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部問題は残しつつも、知的財産の保護の水準を規定した新たな包括的枠組みとして評価される。

本協定の具体的な意義等については、2017年版不正貿易報告書439-440頁を参照のこと。

<図表 II-13>TRIPS協定の概要

| | |
|-----------------|---|
| 適用範囲 | 知的財産権（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報）の保護全般。 |
| 既存条約との関係 | パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている。 |
| 基本原則 | 内国民待遇（第3条）及び最恵国待遇（第4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。 なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのまま例外とし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。知的財産権の消尽に関する問題（いわゆる並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS協定上のいかなる規定も紛争解決に用いてはならない旨規定（第6条）。 |
| 保護水準（スタンダード） | 著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定。 特許については、特許対象を広く設定（医薬品、食品を不特許とすることは認められない）し、物質特許制度の導入を義務づけ。保護期間は出願日から20年以上。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ。 その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。 |
| 権利行使（エンフォースメント） | 国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続が遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。 |
| 紛争処理 | WTOの紛争解決手続が準用される。TRIPS協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。 |
| 経過措置 | WTO協定発効の日から、第3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国については11年（～2006年1月） ^{※1} のTRIPS協定適用義務に関する経過期間を規定（第65、66条）。 更に、開発途上国において物質特許制度を持たない国にあっては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（第65条4項）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務づけ（第70条8、9項） ^{※2} 。 ※1 2005年11月のTRIPS理事会において、2013年7月1日まで後発開発途上国の経過期間を延長することが決定され、さらに2013年6月のTRIPS理事会において、2021年7月1日まで延長することが決定した。 ※2 第70条8、9項は経過期間を補完するためのものであり、第65、66条のようなTRIPS協定第6部の経過措置は適用されない（notwithstanding the provisions of Part VI）。一方、第70条9項（医薬品の排他的販売権付与）の適用に関しては、2002年7月のWTO一般理事会において、2016年1月1日まで後発開発途上国に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、第70条8、9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している（以下「（4）最近の動向①概況」も参照）。 |

(3) 経済的視点及び意義

2017年版不正貿易報告書 440-442 頁参照。

(4) 最近の動向

TRIPS 理事会等の状況

①概況

TRIPS 理事会では、2017年に通常会合が3回開催され、TRIPS 協定と生物多様性条約(CBD: Convention on Biological Diversity)の關係の論点に関する議論や、知的財産とイノベーションに関する議論などが行われた。同理事会特別会合においては、協定中で更に議論を行うことが規定されているワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度(ビルト・イン・アジェンダ)について議論することとされているが、2011年4月に、これまでの交渉の現況をまとめた合成テキストを添付した議長報告書が公表されて以降、2012年から2017年には実質的な議論が行われず、大きな進展は見られていない。

また、2001年のドーハ閣僚宣言において検討することとされた地理的表示の追加的保護の対象産品拡大及びTRIPS 協定とCBDの關係についても、2017年は特段議論されることなく、2011年4月に各国の立場の隔たりが依然として大きいことを述べたWTO事務局長の現状評価をまとめた報告書が発出されて以降、進展はない状況である。

TRIPS 協定第66条に基づき後発開発途上国(LDC)に認められるTRIPS 協定履行までの経過期間に関しては、2005年のTRIPS 理事会において2013年7月1日までの延長が決定されていたが、2013年6月のTRIPS 理事会においてこの経過期間を更に8年延長し、2021年7月1日までとすることが決定されている(詳細は図表II-13の経過措置欄参照)。

一方、2001年のTRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言の paragraph 7 に端を発する、LDC のみに認めている医薬品関係規定の①経過期間(2002年TRIPS 理事会決定(IP/C/25))。TRIPS 協定第2部第5節(特許)及び同第7節(非開示情報)はLDC に対して適用されない。)及び②義務免除(2002年一般理事会決定(WT/L/478))。LDC に対してはTRIPS 協定第70条9項の履行義務を免除。)に関しては、両決定ともに2016年1月1日までが期限とされていたところ、2015年11月のTRIPS 理事会再開会合にて、①経過期

間、②義務免除共に、期限を2033年1月1日までとすることが決定(①: IP/C/73) 及び合意(②: IP/C/74)された。なお②については、TRIPS 協定第70条8、9項の義務を免除する旨の決定文が一般理事会に勧告され、その後の一般理事会において正式に決定された。

②地理的表示に関する検討

地理的表示とは、“シャンパーニュ”(ワイン)、“ゴルゴンゾーラ”(チーズ)等のように、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定第22条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同第23条では、ぶどう酒(ワイン)と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、第22条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001年のドーハ閣僚宣言(Paragraph 12 (b) 及び18)において、(i) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき新ラウンドの枠内で交渉を行うこと(ビルト・イン・アジェンダ)、(ii) 第23条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することにつき、2002年末までのTRIPS 理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以降、精力的な議論が行われているものの、2018年2月現在において、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、特段の進展は見られていない。その間の議論の推移等については2017年版不正貿易報告書443-444頁も参照のこと。

③TRIPS と CBD の關係

2001年11月のドーハ閣僚宣言(Paragraph 12 (b) 及び19)において、1993年に発効した生物多様性条約とTRIPS 協定の關係について、検討を行うことが合意された。以降、TRIPS 理事会を中心に検討が行われ、2005年12月の香港閣僚宣言においては、協議プロセスを加速し、一般理事会は進展を検討し、遅くとも

2006年7月31日までに適切な行動をとること（パラグラフ39）とされた。

しかしながら、その後継続的に議論は続けられているものの、遺伝資源等の出所や原産国、遺伝資源等の利用に係る事前の同意、及び公正かつ衡平な利益配分の証拠につき、特許出願中に開示を義務づけるため、TRIPS協定を改正するよう求めるインド、ブラジル、ペルー、アフリカグループ、LDCグループ等の諸国と、TRIPS協定とCBDは抵触なく、相互補完的に履行可能であり、CBDの目的を達成するにあたってTRIPS協定の改正は不要とする諸国（我が国、米国等）との間に意見の隔たりが大きく、2018年2月現在において議論の収束には至っていない。

なお、CBDに関しては、2010年10月の第10回締約国会議（COP10）において、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書が採択され、2014年7月に議定書の締約国数が発効要件を満たしたことから、2014年10月に発効している。また、2017年5月22日に我が国も議定書を受諾し、同年8月20日、我が国について効力が発生した。名古屋議定書では、遵守措置の一つとして、遺伝資源の利用を監視するため、各国において少なくとも1つ以上のチェックポイントを特定し、必要な措置を講ずることとされているものの、途上国が主張していた、チェックポイントとして特許庁等を指定し、遺伝資源等を利用した発明の特許出願時に、当該遺伝資源等の入手先や契約内容等の情報が記載された証明書の提出を義務付け、不遵守に対しては、審査手続を行わないなどの措置をとるべき、との規定は盛り込まれていない。

④EU エンフォースメント提案

2017年版不公正貿易報告書444-445頁参照。

⑤知的財産とイノベーション

各国における知的財産権の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会以来議論が行われている。2013年は中小企業（3月）、費用効率的なイノベーション（6月）、スポーツ（10月）、2014年は大学との技術連携（2月）、インキュベーション（6月）、知財制度の普及（10月）、2015年は、女性とイノベーション（2月）、イノベーションの資金調達における知財の役割（6月）、起業と新技術（10月）、

2016年は、教育と普及（3月）、持続可能な資源と低排出技術戦略（6月）、広域のイノベーションモデル（11月）といったテーマの下、先進国・途上国問わず多くの加盟国が、事例紹介を中心とした発言を行っている。2017年は、「包摂的なイノベーションと零細・中小企業」を通年テーマに設定し、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の協力（3月）、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の成長（6月）、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の貿易（10月）といったテーマで各国における各種支援取組について知見の共有が行われた。他方で、インド等一部の国からは、知的財産はイノベーション促進のためのひとつの要素にすぎず、知的財産保護は公衆衛生問題等の社会福祉とのバランスも考慮すべき旨主張されている。

⑥環境関連技術移転促進への知的財産の貢献

2017年版不公正貿易報告書445-446頁参照。なお2017年に本議題が取り上げられた事は無かった。

⑦TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正

2001年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003年8月30日の一般理事会においてTRIPS協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ6の実施に係る決定を採択、TRIPS協定第31条（f）及び（h）の義務の一時免除（ウェーバー）が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった（所謂、パラ6システム）。その後、2005年12月6日の一般理事会において、上記決定の内容をTRIPS協定第31条の2及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003年8月30日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ6システムの年次レビューの機会に、各国における上記決定の実施状況及び議定書を受諾状況について事務局から報告が行われてきた。TRIPS協定改正議定書はWTO加盟国の3分の2が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初のTRIPS協定改正議定書を受諾期限は、2007年12月1日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえTRIPS理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を

得て累次延長されてきたが、2017年1月23日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、及びベトナムの3か国が新たに受諾し、WTO加盟国の3分の2が受諾したことを受けて本改正議定書が発効した。なお、我が国は2007年に既に受諾手続を終えているため、我が国においても同日付けで効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。

また、未受諾の全ての加盟国が、累次延長の結果2017年12月31日とされていた受諾期限までに受諾することが難しいことを踏まえ、2017年10月のTRIPS理事会においてはさらに受諾期限を2年間延長し、2019年12月31日とする合意がなされ、一般理事会で承認された。

⑧その他の検討

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害されるため、GATTにおいて紛争解決手段の対象とされている「ノン・バイオレーション申立て」については、その適用猶予期限が、2001年のドーハ閣僚宣言では第5回閣僚会議まで、2004年7月の一般理事会では第6回閣僚会議（香港閣僚会議）まで、2005年12月の第6回閣僚会議以降の各閣僚会議では次回閣僚会議（2009年12月の第7回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2011年12月の第8回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2013年12月の第9回閣僚会議（バリ閣僚会議）、2015年12月の第10回閣僚会議（ナイロビ閣僚会議）、2017年12月の第11回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議））まで、それぞれ延長決定されてきた。その後のTRIPS理事会においても「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と態様に関する議論が行われてきたものの、適用の賛成派と反対派の懸隔が埋まらず、第11回閣僚会議において、2019年に開催予定の次回閣僚会議まで適用猶予期限を延長することが決定された。

⑨紛争案件

TRIPS協定発効から2017年12月末までに、37件のTRIPS協定に関わる紛争案件について協議要請がなされ、うち16件のパネルが設置された（資料編第3章参照）。近年では、2012年3月にウクライナが豪州のタバコ製品の包装に関する規制問題について協議要請を

行い（DS434）、同年8月にパネルが設置され、我が国の第三国参加が決定している。豪州の当規制問題に対して、2012年4月にホンデュラス（DS435）が、同年7月にドミニカ共和国（DS441）が、2013年5月にキューバ（DS458）が、同年9月にインドネシア（DS467）がそれぞれ協議要請を行い、2014年4月のDSB会合でこれらに関して統一パネルが設置されることとなり、2014年5月にはパネルが構成されている。DS434については、2015年5月にウクライナによりDSU第12条12項に基づく手続停止の要請がなされ、パネルにより停止が認められていたが、12か月以内に手続再開が請求されなかったため、同項に基づき終了した。なお、2017年9月の小委員会議長通知（WT/DS435/22等）によれば、小委員会報告は2017年の第3四半期（9月末）までになされる見込みであったものの、2017年末時点でまだ結論は出されていない。

また、カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによる経済孤立化措置について協議要請を行い（DS526、DS527及びDS528）、うちDS526については2017年11月のDSB会合においてパネルが設置されている（我が国は第三国参加）。

2000年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、TRIPS協定を取り巻く激しい議論の下、近年のTRIPS協定関連の紛争処理の申立ては鈍化してきている。我が国としては、これまでTRIPS理事会において行われてきた協定実施のレビューが一巡したことから、各国法制度のTRIPS協定整合性といった制度面の問題ばかりでなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締りなどの実効面・運用面でのTRIPS協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS協定の実効性を十全ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。